

国際法と国際政治の関係について

東 寿太郎

一 一九六二年一〇月二二日のアメリカのキューバ禁制措置宣言は、第二次世界大戦後、国際連合の指導のもとにかく全面的軍事衝突を回避してきた国際社会に大きな衝撃を与えた。そのケネディ米大統領の演説は「本政府は、かねて約束したとおり、キューバ島におけるソ連の軍事力増強に対しても嚴重な監視をつづけてきた。過去一週間以内に、明白な証拠によって、一連の攻撃用ミサイル基地が現在、キューバ島に準備されているという事実が確認された。……これらの明らかに攻撃的な大型、長距離、即時大量破壊兵器の存在によって、キューバが急速に重要な戦略基地と化せられつつあることは、一九四七年のリオ条約、わが国と西半球の伝統、第八七議会の共同決議、国連憲章および九月四日、一三日の両日私がソ連に対しておこなった公式の警告を、重大かつ故意に無視した、全米州国家の平和と安全に対する明白な脅威である。……それゆえ米国自体の安全と西半球全体の安全を防衛するために、私は次の第一段措置を即時とるよう命じた。第一——この攻撃力増強を阻止するために、キューバ向け輸送途上にあるいっさいの攻撃的軍事装備に対し、嚴重な禁制措置をとり始めた。 strict quarantine is being initiated. キューバ向け船舶は、国籍、出発港を問わず攻撃的武器を積んでいること

が判明した場合は、すべて引き返させる。この禁制措置は、必要があれば他の積荷や輸送手段にも及ぶであろう。……第三——米国は、もし西半球のいずれかの国に対してキューバから核ミサイルが発射されたならば、これをソ連による米国攻撃——ソ連に対する全面的報復措置を余儀なくされるべき攻撃——とみなす方針である。……

第五——西半球の安全に対するこの脅威を検討し、あらゆる必要措置を支持するリオ条約第六条および第八条を發動するために、米州機構協議機関の即時招集を今夜要請する。第六——国連憲章にもとづき、われわれは今夜、安全保障理事会に対し、遅滞なく緊急会議を招集、世界平和に対する最近のソ連の脅威に対し措置を講ずるよう要請する。そのさいわれわれは、国連オブザーバーの監視のもとに、キューバにあるすべての攻撃兵器を直ちに解体、撤収するよう要求し、それが実施されないうちは禁制措置を解除しないむね明らかにした決議案を提出するつもりである¹⁾と、あらまし以上のような内容であったが、全世界の米軍が警戒体制にはいり、キューバまたこれに呼応して警戒体制を布告するなかで、米国防総省は同夜「キューバ向け兵器輸送を阻止するため必要なソ連船も撃沈する²⁾」という強硬声明を行った。ソビエト船舶はキューバに向って兵器を積荷として航行中のことであり、アメリカの封鎖艦隊とソビエト貨物船が、キューバ周辺の海上で衝突するという深刻な事態の発生も予想されて、世界はいきづまるような緊張を示したのである。

この第二次大戦以後最大の平和の危機は、ウ・タント国連事務総長の活動に表現される中立諸国の努力と、ソビエトの譲歩により、幸いにして一応の回避が可能となった。しかしながらこの危機の重大性は、アメリカの強硬な措置による武力衝突の発生の可能性という点だけにとどまらない。アメリカはその外交政策の立案・実行にあたって伝統的に国際法秩序の維持・発展に対して高度の忠誠を示しており、少くとも形式的にでも国際法に反しないように行動し、他国の国際法違反行為に対しては、常に強い反省を求めてきた³⁾。しかしその「禁制措置」

が国際法上の正当性に欠けるところはなかったか、もしそうならば、アメリカが国際法上の適法性という大義名分を放棄せざるを得ない程の重大な危機に直面して、その措置をとらざるを得ない立場におかれているということを認めるにしても、法は政治に対して常にこのような不安定さと脆弱さをもち、政治に対する従属性をもつものにすぎないのかという基本的問題を提起した点にももう一つの重要さが潜んでいた。第二次大戦後、国際の平和と安全の維持を第一次的目的として作られた国際連合は、迂遠な廻り道をたどりながらも、ようやくその目的をはたし得るための軌道を歩みはじめている。その国際連合を支える国際条約たる憲章と一般国際法秩序は、国際政治の現実の前には常にその存在の根底をゆさぶり続けられなければならないのかという憂慮が、この事件をきっかけにわれわれの心の中に生ぜざるを得なかったのである。

二 それではこの禁制措置が、一般国際法と国連憲章からみて、どういう意味で疑問をもたれるのかということについて二、三の点を検討してみよう。⁴⁾

第一に、この措置は禁制措置 quarantine と名づけられたが、実体は戦時国際法上の封鎖 blockade ではなかったかという点である。中立国が敵国を援助することを防止し、中立国船舶が戦時禁制品を敵国に輸送することを防止することは、戦時交戦国に認められる封鎖の権利である。しかし、アメリカとキューバの間には、テクニカルな意味での国際法上の戦争状態は存在せず、したがってアメリカはこの交戦国の権利を行使することはできない。いわゆる平時封鎖として理由づけるにしても、それは国際法上の復仇手段の一つであるから、当然に復仇手段に課せられる要件を充足しなければならぬ。⁵⁾ すなわち相手国に国際法に違反する行為があったことが必要であり、ただ政治的に不当な行為があっただけでは復仇に訴えることはできないのである。しかも、仮にキューバの行為を国際法違反行為と認めることができるとしても、平時封鎖は違法行為を行ったとされるキューバの

沿岸に対して認められるだけであって、第三国の船舶に対して認められるものではない。いずれの要件にてらしても、一切の国の船舶におよぶというアメリカの措置の正当性を裏付ける法的操作は不可能であり、たとえ「封鎖」の語にかえて「禁制措置」の語をもってしても、事態は国際法上の合法的措置たる理由づけを欠いていたといわざるをえなかった。

第二に、「禁制措置」は、通常の意義においては、衛生上の隔離措置か、せいぜい政治的経済的孤立化政策しか意味しないとすれば、⁶⁾これによって実質的「封鎖」措置を行うことはできず、「禁制措置」を正当化する法理として考えられるのは、この措置が自衛権または地域的取極にもとづくものであるとする論法であろう。しかし国際連合加盟国としては、憲章第五条による自衛権の行使は、相手国の武力攻撃の発生に条件づけられる。たとえこれを相手国の「現実の武力攻撃の発生後」という厳格な要件と解せず、「極めて近い将来における武力行使を企図する国家意志の形成」⁷⁾があったときという広い要件と解してみても、この場合にそうした緊急の事情が存在していたと判断する根拠にとぼしい。また自衛権を一般国際法上の緊急避難の権利にかえてしても、アメリカがそれを行おうとすれば、同じ根拠によってキューバはソビエトも同一の立場にあると主張しよう。つまり、スチブンスン米国連代表が安全保障理事会においてNATO諸国の軍事基地の必要性を主張した論法はそのまま相手国の主張ともなりうるということである。⁸⁾

それでは、この措置は国連憲章に規定されている地域的取極めによる制裁措置として位置づけられるであろうか。アメリカの要請により一〇月二三日に開かれた米州機構(OAS)特別理事会は、「禁制措置」の支持を約す宣言に署名した。これによって必要な武力行使をふくむあらゆる措置をOAS加盟国が個別的または集団的にとるといふ勧告は成立した。しかし、このOASのとする措置が憲章第五三条が規定する地域的取極めによる「強

制行動」であることは明白であり、第五一条の個別的または集団的自衛権を行使する要件を欠くとすれば、第五三条の規定にしたがって、安全保障理事会の許可を必要とするのである。

禁制措置そのものの合法性についてこのような疑問があっただけではなく、この措置をとることにふみきるための有力な動機となった、ミサイル基地建设という事実の確認の方法にもまた合法性如何の問題がからんでいた。⁹⁾ アメリカがこの「禁制措置」をとるに至った事情はさまざまであつたろう。¹⁰⁾ しかし一たび、封鎖が実行されソビエトがこの措置に真向から対抗するという憂慮された事態が現実のものとなっていたならば、小さな衝突は結局は双方のミサイル発射の交換となり、致命的な破局が生じないとは限らない状態であつた。史上数次にわたる大きな戦争が些細な導火線から発生したという事実は、こうした危機感をよびおこすに十分であつた。幸いにしてソビエトの譲歩という形で危機は回避された。そして西欧諸国がこのような措置をとらざるをえなかつたアメリカの立場を十分理解するという態度を示すことによつて、¹¹⁾ 法的疑問は政治的解決の前に問題とされることなく放置されることになつた。しかしキューバに関しては、問題は解決するかもしれないけれども、こうした政治的解決が恒久的な問題の解決にならないことは歴史が示している。われわれのもつ新しい記憶、「ミュンヘンの悲劇」は、法と正義に換えて政治的妥協をもつてして平和の維持に失敗した顕著な一例であり、以来未だ日浅くしてその教訓を忘れることはできない。¹²⁾ いまここで、禁制措置を国際法上違法かどうかを判定したり、問題の解決が単なる政治的解決、力関係による処理であつたことを結論したりすることが目的ではない。問題は、またここに検討しようとしていることは、法にそくした解決方法では事態の收拾が困難だと判断したときには、法と正義を犠牲にしても政治的解決をはかることが国際の平和と安全を維持することになるのかということであり、法はそうした意味の政治に対してはその規範性はまったく失われた存在にしかすぎないのかという問題なのである。問題

を一般化すれば、法の執行を担保する統一的機関をもたない分権的国際法社会においては、それまでに確立した法原則とされてきたものも、それよりもより高次の政治的要請に支えられた一つの行動によって、直ちにその内容を書きかえられるものに過ぎないのかという問題がそれである。

三 アメリカの禁制措置宣言に対して、ソ連はタス通信を通じて抗議声明を発表し、アメリカの行動は海賊行為であり、国際法と国連憲章の違反行為であるとして、船舶の輸送物資の通告を求めたアメリカの要求を拒否した。海賊行為は私人の行為をさすのであって、禁制措置のような国家の行為をいうものではない。したがって、ここに用いられた海賊行為という用語は、ソビエトがアメリカの行為の不法性を特に一般の人に印象づける手段として用いたものであり、こうした法的外的政策的援用ということについても、国際法規範の国際政治の場における位置づけについて十分な省察が必要とされることが痛感されたのである。国際法の原則は政治的運用のたがごとくに、それ自体の規範的内容をたえず変化させられなければならないのかという問題がそれである。

国際法社会と国内法社会とを問わず、その社会の発展にに応じて法を發展させ、それぞれの社会に適應させる機能が作用している。社会の發展の方向を予見し、あらかじめ「法」を準備することは、人間の予想能力が限定されているかぎりにおいて不可能である。¹³⁾ この意味では、法は、制定法と慣習法とを問わず、成立した次の瞬間には、常に変化しつづつある社会にとつて過去の一定の状態を表現するものでしかありえない。他方で「法の目標は平和であり……法は客観的および主観的の二重の意味に用いられ、客観的意味における法は国家の側からする法の実現すなわち法秩序の維持はこれを侵害する不法性に対する不断の闘争である」といわれるように、¹⁴⁾ 法は保守的側面をもっている。しかしこのような保守的な「法」も社会の変化に伴って変化していかねばならず、そのための自律的な適應機能が必要とする。一定の政治的経済的主張をもつ人々の力とそれに反対する人々の力の

バランスが変化するときは、その変化に応じて、それらの主張の法律的表現である法も変化する。

国内法における場合に、こうした政治的経済的力関係がもっとも明白な形で現れるのは、革命による国家の政治体制の変化——それにつづく国家基本法——の変化である。このような——基本法——憲法の変化にまでおおよぶ大変革でなくとも、民法第何条、刑法第何条という一つ一つの条文にも社会的力関係は反映する。近代国家の法制定は一つの立法院に権能が集中され、その立法院の構成は国民の投票によって定められる。この場合には、国民の代議員の選挙、代議員の政党構成、政党立案、政党単位の法案に対する投票という一連の立法手続によって、一つの法律制定、法律の改廃が行われる。こうして成立した法は、成立したときにはすでに、甲法案の成立を望んだ国民の数と、乙法案の成立を希った国民の数との数的均衡が逆転しているかもしれないが、とにかく一つの独立した生命ある法として国民にその遵守を要求する。このようにみると、代議員の選挙にはじまる立法手続の中に自然に政治的關係が反映するような形で法が形成されるのであるが、その過程が平和的であって鋭い社会的対立をふくまない場合には、一般に国民の政治的力關係の表現がその時の法であるということはそのほど意識されていない。それは、法がそれを成立させるにいたった社会的基盤が相当に変化しても、改廃されない限りそのまま拘束力をもちつづけるという性質をもっているために、法の形成過程——立法手続と、法に内在する社会学的意味とが密接な關係にあるものとして十分にとらえられていないためにほかならないのである。

このような国内法に対比されるとき、国際法は特に「法というより力關係」——強者の法——ということがしばしば強調される。しかし政治的社会的力關係の一定の表現という意味では、国内法と国際法において特別に相違はない。¹⁵⁾ 国際法はその重要なまた量的に多くのものを慣習法に依存するが、国際慣習法と国際制定法をとわず、その内容はやはり国際的な社会的關係の表現である。国内法がその質量ともに重要な部分を制定法に依存す

るのに対し、国際法は慣習法と条約法、一般法と部分法というように、重要度に差別をつけることのできない法形式に依存するので、いくらかの補足的説明を必要とするかもしれない。しかし国際法が国際社会を構成する国によって「共同的に認められた法」であって諸国の「合意」に基礎をおく法であるという点では、いずれの法形式にも基本的区別はない。問題は、第一に、国際慣習法の場合には自由な合意が存在することを比較的容易に肯定することができるのに対して、条約法の場合に強制による法の成立という事実があるために、条約法の内容が必ずしも共同に認められた自由な合意ではないのではないかとする疑問がもたれていることである。たしかに戦勝国が戦敗国におしつける平和条約などではこうした強制された法たる性質を否定することはできないであろう。しかし国際法は、現在の分権的国際法社会の段階では、そのような条約によってでも、法律関係の安定が保たれることの方が望ましいという一般的承認の上にこのような条約の有効な成立を認めている。国内法社会もその発展の初期の段階では、正義の実現をはかることよりも、まず秩序の維持にその第一次的目的をおき、一応の秩序が確保されてはじめて正義の実現の場が提供されるものとされた¹⁶⁾。この段階ではたしかに正義が犠牲にされることもあったが、しかしだからといってその時の法の法的性質を過去においても現在においても否定されることはなかった。その意味では強制による法の存在は、その法体系の欠陥ではあっても、否定にまでいたることはない¹⁷⁾とされるのである。

第二に、条約の成立にあたっては各締約国はその目的とするところの約定に同意するのであるが、条約締結の当時に存在した国際的環境に重大な変化があったときも、条約の拘束をまぬかれるための方法がない限り、国家の安全を賭しても条約義務を遵守しなければならないかどうかという問題がある。国内法社会が法の側面からみるかぎりでは比較的安定しているのに対して、国際法社会の変化が急激でありまた利害関係の規模が大きいだけ

に論議の余地はある。しかし実際上は、変化の速度と利害関係の大小を考慮して、条約締結にあたって十分に対策は講じなければならないのであって、これを理由として条約の法的拘束力の存在・不存在を論ずることになれば、契約は拘束するという根本規範はまったく根拠を失ってしまうことになろう。¹⁸⁾

国際条約というものの法的妥当性に関する第三の疑問は、条約を形成せしめた「共同の意思」の性質に関するものである。すでにみてきたように国内法では国民の多数の意志が法に反映する。それに対して国際条約には締約国の意志の一致があるとはいえず、その一致した意志は実は多数国の意志ではなく、有力な一国または数国の意志であって、質的に国内法における「意志」とは異なるものであるとして、この点から条約の拘束力の脆弱さをみようとするとのである。たしかに国際政治上重要な条約の多くのものが、指導的大国の意志に近いものとなっている。また動機からみても、強大国の意図に反することの不利をさけるために条約に参加する国もあるかもしれない。しかしながら、条約として成立した締約国間の「法」はそのような動機・結果からその法的性質を左右されるものではなく、法的実効性と法的妥当性はこの場合にも峻別されなければならない。国内法の場合に、立法府における絶対多数の代議員を有する第一党の意志が、正確に所属全代議員の意志を表現し、各代議員がその支持投票者の意志を表現するということは到底期待しえないことであつても、このような事情を背景に成立した法も多数の意志の表現として十分な法的性質をもつものとされる。つまり抽象的な「多数の意志」はまさに「政治」の産物であつても、それは社会を構成する個人個人の意志の最大公約数として、つまりここでいう政治的關係の表現として尊重されなければならないことなのである。こうしてみると国際社会の分権的成立方法といわれる法の成立方式と国内社会の法の成立方式との相違は、¹⁹⁾それぞれの法の性質に基本的相違を与えるほどの相違とみなければならぬということはないのである。

結局、国際法と国内法の法的性質を対比するとき、特に高度の重要性をみとめられる国際法の規則と国内法の規則を検討するとき問題となるのは、その適用・執行の方式であろう。統一的組織的適用、執行方法を有する国内法に比較すると、国際法のこの面におけるおくれはたしかにめだっている。国際法の適用のための強制的裁判管轄権を有する国際裁判所はなく、国際法違反行為は当事国自身によって判断・確定され、制裁の執行は分権化されて自救の原理が支配する。²⁰⁾ 国際連合がその機能をフルに発動できたとしても、やはりこの点の間隙を完全にうずめるべくもない。そのために、物理的力関係がある種の問題の解決にあたっては、法的解決よりも大きな役割をはたすことになるのである。この意味では、「禁制措置」は、国際連合の現実の機能の状態と諸国の承認という条件を考慮にいれば、国際法のこの「分権的性格」のもたらしたものであり、「政治の支配」の現象というより、国際法秩序の枠内の現象であることも可能になるかもしれない。かりに一般国際法上の現象としてみるとときには、諸国の事後の承認があったということによって、こうした措置が平時封鎖の許容する措置となり、その適法性を将来にわたって承認されるという理解が成立つからである。

ところで国内法の解釈にあたって、とくに憲法——基本法——の解釈は法の解釈の問題であることは当然とされている。しかしその解釈にあたって政治的判断は絶対に排除されているかどうか、国内法における法と政治の関係の問題として考察してみよう。それは、かりにアメリカをめぐる現実の諸条件を必要な範囲で捨象してみて、政治的動機から現行法を実質的に変更することになる「禁制措置」という現象と類似する現象が国内社会にも存在するかどうかをみるためである。

日本国憲法第九条の解釈の如何にかかわらず、当該条項が自ら否定していない限り、日本国は国際法上自衛権を有するとみななければならない。しかしその第九条の解釈にあたって、憲法上も日本国が自衛権を有するとして、

その行使にあたって必要とされる自衛戦力の保有程度を具体的にどういう質・量と解釈するかということが問題になる。そしてこうした問題は政策的判断にならざるを得ないものであって、それが法の解釈の範囲を超えているとすれば、解釈を放棄しなければならなくなる。実際に、問題の焦点はたしかに国家の最高政策にかかわるのであるが、やはり憲法規定の解釈がこの問題に関係する限り裁判所は判断をしなければならないのである。²¹⁾ 立法府部内においてみずから定めていた法案可決方式に反する方法で成立し公布された法律の効力について、司法部としては立法部の自治的規則の解釈をする権能を有しないというような問題ではなく、法の解釈の範囲内の問題だからである。そうすると、自衛戦力の質・量を決定するにあたっては、法の解釈をすると同時に、政治的判断もしなければならぬということになる。ある時期に時の情勢から割りだされた自衛力と、それから後のある時期に定められる自衛力とは質・量を異にすることは考え得られることであり、これらの決定は、行政部にとても司法部にとっても政治的判断以外の何ものでもない。こういう意味での「政治的判断」は常に法の解釈に附随するものであり、国内法においてもいわゆる「法の支配」という状態の中で、その「法」に多くの政治的關係・政治的考慮がふくまれていることを否定できないのである。

国内法の法適用・執行過程における政治と法の相関関係を以上のように理解するならば、国際社会においても、それが分権的社会であるという顕著な特徴から生ずる相違を慎重に考慮にいれば、まったく同じ思考方式を国際法にあてはめることはできないにしても、政治關係が法の内容となり、法を動かす力となることでは異なるところはないのである。²²⁾ 問題なのは、一般的に、国内法における法と政治の關係が有する比較的静止的かつ温和な性質に比較して、国際法におけるそれが流動的かつ激動的な性質をもたざるをえないという事実である。これを単に国際法が原始的秩序²³⁾であるがためのやむを得ない性質であるからというだけでみのがしていたのでは国際法

に発展はありえない。イギリス労働党のD・ヒーリーは「アメリカが国防に不安を感じた時にはあえて国際法を犯すことも辞さないという事実、中立国はむしろ西側諸国も衝撃をうけた」とし、「今回の海上封鎖が前例となって、将来こうした措置の実行使が西側にはね返ってくる可能性もある」と憂慮をみせたが、「禁制措置」そのものはやはりこのように現在の時点においてはその正当化の道をしらないのであり、長い年月を経て成立してきた封鎖制度が簡単に変化させられることも予想できない。そうとすれば、国際法規が政治的関係を表現するものであるとしてもそれには一定の限度があり、国内法が政治的関係を表現することとの相違が一般に考えられるほど大きなものではないということはこの「禁制措置」は教えたことになる。この両法体系間の距離をせばめること、つまり国際法の適用と執行の機能を増大させること、それが法の急激な変化を防止して法的安定性と継続性を確保し、²⁵⁾実質的法内容（とくに正義）を充実させることに連なるのであり、国際連合はまずこの面から着手しようとした国際組織であるということができ²⁶⁾る。したがっていかなる意味においても、国際連合憲章に反する形で行われる行動は、たとえ国際の平和と安全の維持を目的とする行動と称しても、真にその目的は達しえず、かえって廻り道になることをここにふたたび認識しなければならぬのである。

(1) American Policy Series, No. 2, U. S. Information Service in Japan, pp. 1-7.

(2) cf. *ibid.*, p. 3-23.

(3) 一九三二年のスタムソン主義の声明に集約されるアメリカの厳格すぎるほどの国際法秩序維持の立場（横田喜三郎、安全保障の問題、一〇九——一一四頁）、一九四一年一月八日の日本の最後通牒手交と真珠湾攻撃の数十分のズレに対する追求（大平善梧、太平洋戦争と開戦法理、太平洋戦争原因論、四一四頁以下）等枚挙にいとまがないくらい例がある。

(4) 石本泰雄、キューバ危機と国連の栄光、世界、一九六三年一月号、二七—三一頁参照

- (5) 平時封鎖という制度が国際法上認められるかどうかについてすでに議論があるが、国際慣習法上認められているというのが多数説といえる。しかしそれだけに要件について十分な一致がみられない。立作太郎、平時国際法論、昭和一四年版、六八八頁以下
- (6) Quarantine quarantine, Concise Oxford Dictionary によれば、伝染病を有するかもしれない旅行者、貨物に課せられる隔離(期間)というもので、国際法上の用語ではなく、もちろんこれに国際法上の要件を規定されたことはない。
- (7) 武力攻撃が現実が発生したあととはじめて自衛行動がとられるというのでは、原子爆弾による攻撃などの場合には、自衛行動の目的をはたし得ないことになる。憲章は原爆の使用の場合などは想定していなかったもので、国際連合原子力委員会の安全保障理事会に対する第一回報告は「侵害が国連憲章第五一条で承認された固有の自衛の権利を放棄しなければならぬほどの深刻な性格のものであるかもしれないということも想定しておくべきである」として要件の検討を求めているが、Goodrich & Hambro, Charter of the United Nations, 2nd, ed, p. 300. それほどの急迫・致命的な侵害でなくとも、この要件を具体的場合に適用するにあたっては多くの解決困難な問題がある。cf. Aggression and World Order, J. Stone, 1958, pp. 72-75.
- (8) 「NATO諸国のミサイル基地は、NATO諸国を目標とするソ連国内のミサイル基地に対抗して建設されたものである。NATO諸国は自分自身のミサイルを装備して、ソ連のミサイル装備に対抗するあらゆる権利をもち、またその必要があった。これらのミサイルはすでに進行し始めていた拡張を食いとめることを目的とするものであった。幸いにもこれらのミサイルはその目的に役立った」American Policy Series, No. 3, p. 22.
- (9) 一九六〇年以來の東西の緊張の一大要因であった「U2型機」によるキューバ上空からの偵察行為の問題がそれである。国際法によれば国家の領空を飛行するには必ず条約の根拠か特別の許可を必要とし、この原則については軍の航空機と民間の航空機とを問わず例外がなく、確立した国際法の原則と考えられている。だからこそ、一九六〇年のソ連によるU2型機撃墜事件以來、アメリカはこの種の領空侵犯を行わないという約束をせざるをえなかった。もちろんキューバに対するアメリカの特殊な感情、つまり、もともとアメリカの領土の一部であり独立後もアメリカが基地を維持するだけでなく、政治的・経済的にほとんど自国の一部としか考えられないほどの密接な関係をもつてきているということ、そしてそれゆえにカリブ海の上空だけでなく、キューバ領空の飛行も、わが家の庭の上を飛んでいるくらいにしか考えず、キューバもそれに対する明白な抗議をしたことがないという事実、こうしたことから、いままでの外国領空の飛行とは異なるという考え

方をアメリカ自身がつに至ったということは理解できないことはない。しかしながらキューバも独立国であり、封鎖実行後もミサイル基地の撮影偵察を続行したアメリカの行動ははなはだ理解に苦しむことであった。

(10) 世上伝えられるように、あるいはアメリカのベルリン問題をめぐる対ソ政策における主導権の掌握ということも考えられようし、あるいはそれによって来るべき中間選挙において有利な立場を確保したいという国内政策上の考慮があったのかもしれない。唐突の感をまぬかれない措置であっただけに、これらの原因も無関係ではないと思われる。

(11) 「ケネディ大統領もその顧問たちも、封鎖宣言のあと、ラテン・アメリカ諸国が事実上こぞってこの措置を支持したのにはびつくりしてしまった。」といわれるくらい、この措置に対する西方諸国の反応は寛大なものであった。アンドルー・ロス、キューバをめぐる米ソの対決、世界、一九六三年一月号八〇頁

(12) この事情について、世界の歴史⑤現代、毎日新聞社増補決定版、三一四頁以下

(13) 深津栄一、国際社会の法構造、一九頁

(14) イェーリング、権利のための闘争、日沖訳、二九—三〇頁

(15) あらゆる法はつねに社会の表情である。……政治と法とはからみあっていてひきはなすことはできない。ただし、一方の主要内容たる社会における人間と人間との関係は、他方の主要な内容でもあるからである。法は政治と同様に、倫理と力との相会する場である。同じことは国際法についてもいえる。E・H・カー 危機の二十年、井上訳、一三五頁

(16) Q. Wright, *The Role of International Law*, 1961, pp. 1-16.

(17) 国内法では反道義的ないし公共の秩序に反する契約を無効とする規定があるが、国際法ではこれに対応する事実がない。それは国際的政治秩序の不備のために、国際的公共の秩序、国際的道義を定義することができないからである。条約が反道義的といわれるのは、往々にして、実はその条約が反道義的なのではなくて、それが課する条件が当事国間の現在の実力関係と非常に矛盾するという意味で、不公正なものだからである。この「不公正」な条約についても、したがって、国際法はその拘束力を疑わない。Oppenheim, *International Law*, 1952, 7th ed., Vol. 1, pp. 802 ff.

(18) この事情変更の原則の論理をさらにすすめると、条約は当事国の実力関係のほかに何の権威ももたず、その実力関係に変化が生ずると条約は消滅するという主張も可能となる。それでは条約は遵守されざるべからずという大原則は根底から消滅してしまう。条約に対して事情変更の原則を援用したいとねがう国は、真に援用しうる変化が生じたという場合より、むしろ条約の道義的妥当性の欠如を理由としてその拘束をまぬかれないと思う場合の方が普通であり、問題はむしろこの

ような条約をいかにして国際法秩序から除外するかという別の問題なのである。事情変更の原則の援用の実態については、Tenehdés, C. G., *Le principe rebus sic stantibus, ses limites rationales et sa récente évolution*, 8 *Revue Générale de droit international public*, 3rd ser. (1934), pp. 273 f.

(19) 国際法においてはすべての国家にひとしく拘束力のある法が成立することはきわめて困難であつて、形式上は一般条約であつても、特定の国家ないし国家グループのための法であることが普通である。したがつて国際法においては、無数の個人が主体である国内法に比較して、力の要素が顕在化することになり、それが「政治的」になるということなのである。

(20) Kelsen, H., *Law and Peace in International Relations*, 1948, pp. 121-122.

(21) 昭和三十四年三月三〇日の「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定に伴う刑事特別法違反各被告事件判決」いわゆる「砂川判決」はこの問題を取扱つたもので、論告、弁論、判決ともにこの判断に従事した。鈴木安藏、憲法と条約と駐留軍、昭和三十四年、二一九頁以下

(22) 「民主主義国においては、保守派と急進派とのこの闘争は、法規にしたがつて公然と展開される。しかし、これらの法規として、それ自体、法以前の政治的合意の所産にはかならない。あらゆる法体系は、法を制定廃止する権限をもつ權威に ついてまず最初に行われる政治的決定——それが公然たるものか否か、投票による取引によるか強制によるかを問わない——を前提とする。すべての法の背後には、この不可欠な政治的背景が存在する。法の究極の權威は、政治より由来する。」カー、前掲、二二七頁

(23) Kelsen, op. cit., pp. 51-55.

(24) 小幡操、キューバ危機が教えるもの、世界、前掲、三九頁

(25) もちろん法的安定性と継続性が国際社会の唯一の要請ではない。国際社会は国際法だけであり立ってゆかないし、法が最高の權威ではない。前述のように(本節註(2))政治的関係の推移の表現が法であり、この法は一方では社会に安定性と継続性を与え、そこから進化の途を示すものである。

(26) Q. Wright, op. cit., pp. 81-83. カーが「法が、その認める効果的な政治機構を通じて、みずから修正と改善とを加えてゆくことができる」とき、はじめて法と条約とに対する尊重が維持されるであろう。そこにおいては、すべての法に先行する政治的諸力のはたらしきに対する明確な認識がなければならぬ。それらの政治的諸力が、安定した均衡状態にあるときのみ、法は、現状擁護者の掌握するところの道具となることなく、法の社会的機能を遂行することができる。この均衡

状態をつくりだすことは、法の仕事ではなくて、政治の仕事である」というとき、国際連合と法との関係を明白に指適したことになる。カー、前掲、二五二頁